

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2に規定する以下の事項を公告します。

平成27年8月14日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年7月7日	左京区	一乗寺樋ノ口町	3	-	-	平成27年7月7日
	中京区	上大阪町	-	-	1	
		鍋屋町	-	-	3	
	東山区	下堀詰町	-	-	1	
	南区	唐橋羅城門町	-	-	2	
		上鳥羽南塔ノ本町	-	-	1	
		上鳥羽南村山町	-	-	1	
平成27年7月14日	南区	上鳥羽清井町	-	-	1	平成27年7月14日
		上鳥羽岩ノ本町	-	-	1	
		久世築山町	-	-	1	
		久世大藪町	-	-	1	
	西京区	檜原百々ヶ池	2	-	-	
平成27年7月23日	山科区	日ノ岡朝田町	2	-	2	平成27年7月23日
	伏見区	桃山水野左近東町	2	-	-	
		桃山町正宗	9	-	-	
		竹田中川原町	1	-	-	
平成27年7月27日	北区	上賀茂毛穴井町	2	-	-	平成27年7月27日
		上賀茂女夫岩町	3	-	-	
		上賀茂津ノ国町	2	-	-	
		上賀茂前田町	8	-	-	
		上賀茂北ノ原町	3	-	-	

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成27年7月27日	南区	久世殿城町	1	-	-	平成27年7月27日
		唐橋羅城門町	-	-	3	
	右京区	太秦乾町	1	-	-	
		太秦一町芝町	1	-	-	
	西京区	檜原百々ヶ池	2	-	-	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4 2 番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)